

東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則に関する特約 新旧対照表

| 改正 | 現行 |
|---|--|
| <p>「東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p>(前略)</p> <p>モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p>第 10 条 旅客がモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の <u>2 日</u> 前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 3 0 日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。</p> <p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 <u>第 1 項</u> により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経路ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O の画面および会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第 5 条第 2 項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。</p> <p>6 第 1 項および第 2 項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が 1 8 才となる年度の 3 月 3 1 日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経路にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイル P A S M O の発行替え)</p> <p>第 1 1 条 P A S M O カードからモバイル P A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の P A S M O カードの取扱いは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名 P A S M O</p> <p>(2) IC バス事業者の持参人式 IC 定期券が付加された無記名 P A S M O</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> <p>(4) 小児用 P A S M O <u>、</u> 一体型 P A S M O <u>および障がい者用 P A S M O</u></p> <p>(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている P A S M O</p> <p>(6) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 モバイル P A S M O から P A S M O カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、S F 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>(Apple Pay の P A S M O の発行替え)</p> <p>第 1 1 条の 2 P A S M O カードから Apple Pay の P A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の P A S M O カードの取扱いは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 P A S M O</p> <p>(2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> | <p>「東武鉄道株式会社 ICカード乗車券取扱規則に関する特約」</p> <p>(前略)</p> <p>(モバイル IC 定期乗車券等の発売)</p> <p>第 10 条 旅客がモバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に定期乗車券の購入を希望する場合は、株式会社パスモが定める所定の操作を旅客が自ら行い、購入に必要な事項等を入力の上、旅客営業規則等に定める定期乗車券を発売する。なお、会員規約の定めによる会員登録、および定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録を行っていない旅客は、必要な登録の完了後に限り発売する。</p> <p>2 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O に通学定期乗車券の購入を希望する場合で、次の各号に該当するときは、当該通学定期乗車券の有効期間の開始日の <u>7 日</u> 前までに、サポートセンターに対して所定の申し込みを行い第 3 項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。</p> <p>(1) 新規購入の場合</p> <p>(2) 4 月 1 日以降に有効開始となるものを新年度の初回に購入する場合</p> <p>(3) 有効期間が年度末をまたがり、かつ 4 月 3 0 日を超えるものを購入する場合</p> <p>(4) 通学定期乗車券の有効区間、もしくは経路が変更となる場合</p> <p>3 前項による提出方法は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 購入申込書と通学証明書の本通、または通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せて郵送する。</p> <p>(2) 電子ファイル化した通学証明書、または通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。</p> <p>4 <u>第 2 項</u> により購入したモバイル IC 定期乗車券の有効期間、有効区間、経路ならびに発売額等、IC 定期乗車券の券面表示事項に該当するものは、モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O の画面および会員メニューにより確認することができる。</p> <p>5 クレジットカードによる決済処理は、第 5 条第 2 項に定める旅客運送契約の成立時点をもって行われる。</p> <p>6 第 1 項および第 2 項による発売は、当社の駅を発駅とし、経路ならびに着駅が別に定める IC 鉄道事業者の IC カード乗車券取扱区間内である場合に限る。ただし、旅客が 1 8 才となる年度の 3 月 3 1 日以前を使用開始日とする通学定期乗車券、東日本旅客鉄道線連絡となる大学生・専門学生未満の通学定期乗車券および実習用通学定期乗車券の発売はしない。</p> <p>7 モバイル IC 定期乗車券の有効期間開始前または有効期間中に同一のモバイル IC 乗車券に別の定期券情報を購入することはできない。ただし、当該定期乗車券を同一区間、経路にて継続購入する場合を除く。</p> <p>8 モバイル P A S M O および Apple Pay の P A S M O へ企画乗車券の発売は行わない。</p> <p>(モバイル P A S M O の発行替え)</p> <p>第 1 1 条 P A S M O カードからモバイル P A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の P A S M O カードの取扱いは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) 無記名 P A S M O</p> <p>(2) IC バス事業者の持参人式 IC 定期券が付加された無記名 P A S M O</p> <p>(3) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> <p>(4) 小児用 P A S M O <u>および</u> 一体型 P A S M O</p> <p>(5) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されている P A S M O</p> <p>(6) その他、当社が特に認めたもの</p> <p>3 モバイル P A S M O から P A S M O カードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル IC 乗車券相互間で、定期乗車券、S F 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。</p> <p>(Apple Pay の P A S M O の発行替え)</p> <p>第 1 1 条の 2 P A S M O カードから Apple Pay の P A S M O への発行替えを行うときは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めるところにより取扱う。このとき、移行後の P A S M O カードの取扱いは、P A S M O 取扱規則に関する特約の定めによる。</p> <p>2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当する場合は取扱うことができない。</p> <p>(1) IC バス事業者の持参人 IC 定期乗車券が付加された無記名 P A S M O</p> <p>(2) 定期乗車券の機能を、別に定める IC 事業者以外で付加した IC 定期乗車券</p> |

- (3) 小児用P A S M O、一体型P A S M Oおよび障がい者用P A S M O
- (4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているP A S M O
- (5) 有効なバス I C 一日乗車券の機能が付加されているP A S M O
- (6) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないP A S M O
- (7) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay のP A S M O からP A S M Oカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル I C 乗車券相互間で、定期乗車券、S F 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルP A S M OまたはApple Pay のP A S M Oを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル I C 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替えおよび第17条に定める携帯情報端末等の紛失、故障または機種変更に伴うモバイル I C 乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(後略)

以 上

- (3) 小児用P A S M Oおよび一体型P A S M O
- (4) 企画乗車券および別に定める乗車に係る証票の機能が付加されているP A S M O
- (5) 有効なバス I C 一日乗車券の機能が付加されているP A S M O
- (6) 第5条第1項の定めにより自動改札機等による改札を受けて駅に入場後、出場処理が完了していないP A S M O
- (7) その他、当社が特に認めたもの

3 Apple Pay のP A S M O からP A S M Oカードへの発行替えはできない。また、複数のモバイル I C 乗車券相互間で、定期乗車券、S F 等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

(免責事項)

第18条 携帯電話網等の通信障害等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

2 携帯情報端末等を動作させるために必要なアプリケーションの故障等により、チャージ、購入または払いもどし等が取り扱えない場合に生じた損害については、当社はその責めを負わない。

3 モバイルP A S M OまたはApple Pay のP A S M Oを使用するためのソフトウェアおよびアプリケーションの更新等により、モバイル I C 乗車券のサービスが使用できなくなった場合に生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

4 第11条に定める発行替えおよび第17条に定める携帯情報端末等の機種変更、紛失または故障に伴うモバイル I C 乗車券の再発行、その他コンピュータシステム処理等により、P A S M O I D 番号が変更されたことによる旅客の損害等については、当社はその責めを負わない。

(後略)

以 上

付 則

この特約は、2024年3月1日から実施する。